

## 登記の申請（商業・法人関係）を検討されている方へ

－会社・法人の登記申請－

登記の申請は、司法書士などの資格者代理人に委任するか、又は会社・法人の代表者が行うことができます。

ただし、会社・法人代表者御自身が行う場合、登記の申請の内容によっては、手続きが複雑で多くの添付書類（添付情報）を必要とするものもあり、相当の労力と時間を要する場合があります。このような場合には、[司法書士](#)に申請手続きを委任して行うことができます。

御自身で登記の申請をされるかどうかの御判断は、[登記申請書の作成方法](#)等を参考に御検討ください。

◎登記の申請を御自身でされる方は、次の注意事項を必ずお読みください。

- 1 登記の申請を御自身でされる場合は、御自身で登記申請書を作成の上、必要な添付情報とともに管轄する法務局（登記所）に提出してください。なお、登記の申請に関し不明な点があれば、お近くの法務局（登記所）で相談することができます。相談する場合は、以下の法務局（登記所）においては、[登記相談を予約制](#)としておりますので事前に電話等で相談日時を予約願います。
- 2 相談時間については、多くのお客様がいらっしゃることから、おおむね20分以内とさせていただきます。
- 3 相談される際は、登記申請の対象となる会社・法人の定款等及び登記事項証明書（又は要約書）、登記の申請に必要な書類（添付情報）を準備された上でお越しいただくと、より具体的に相談に応じることができますので、御協力願います。
- 4 登記相談においては、商業・法人登記の申請手続きに関する相談をお受けしています。相談では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等の御案内をいたしますが、作成された登記申請書が受理できるかの審査（いわゆる事前審査）は行いません。
- 5 司法書士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、御注意願います。